

時の楔通信

第〇〇号

一九七八・十一

まえがき

（時の楔）通信の出現の契機は、（私）たちを包囲する関係性の切迫がうみだしたパンフ（時の楔）——〇〇号——に関する資料集——が提起しつつある問題群を、時間性との格闘の中で持続的に展開していくとする過程が示している。

この通信の前史過程には大学斗争を媒介として持続してきた表現媒体、とりわけ五月三日の会通信があることは明らかであり、その二、三号、二四号において、すでに（時の楔）通信への転位が、名称や時期は不確定ながらも予感されていたといえよう。

（私）たちは、五月三日の会通信が表現媒体として七〇年代に果たしてきた役割を十分に尊重しつつも、その発行にかかわってきた人々の主観的努力をはるかにこえた領域で発行の（一）可能性が深化していることを卒直に認めなければならない。七〇年代のはじめにおいては、処分・起訴の進行速度に応じて、問題を共に考えようとする人々がその意味を提起し（その読者が、決して、いわゆる五月

三日の会の会員だけでなく、想像を絶する、さまざまな領域に及んでいることを（私）たちは知っている）、いくつもの応用の武器となってきたが、現段階に至るこの数年間に、前述の方法での掲載・発行だけでは、状況の本質につき入ることが困難であることが明らかになりつつある。

これは、〇資料の量的増大や多彩さ、という点からでなく、（私）たちを、ここまでつき動かしてきた大学斗争の世界（史）性がこの領域でも問いをつきつけてきている、という風にとらえかえす必要がある。〇〇号——斗争にかかわりつつ持続してきたいくつもの自立的な表現媒体が可視的に終刊・廃刊の危機にさらされており、個々の発行者・読者も自らの位置や問題群の把握・追求の困難さの前に立ちすくんでいる。この危機は、七〇年代の現段階で深刻になっていくといえ、七〇年代性だけから発しているのではない。その意味と打開の方向を（私）たちは、さまざまな機会に提起してきたし、これからも提起していくであろう。しかし、だからといって、（私）たちに十分な見通し（方針のみならず発行費用や配布方法も）があるわけでなく、むしろ、他の、どの表現媒体にかかわる人よりも不確定であるとさえいえる。

（私）たちは、パンフや通信の発行が、それ自体としてプラスで

あると考えたことはなく、全てを表現論的にもとらえなおすところから出立しているが、同時に、権力や存在から一瞬ごとく迫ってくるテーマを放置すれば、たちまち、風に散り、忘却されることも味わってきた。八〇〇年をこえて、きざみつけてきた原則や方法を死滅させてはならないし、過去の事実性を完結したもの、転倒不可能なものともみなす一切のものに、戦いをいどむことなしに一瞬も生きていけない、という、うめきの中で（時の楔）を構想している。

これらの言葉の飛沫の根源にある、なにもものから（時の楔）通信は生誕していくのであるが、その形態や内容や応用に全ての人が前記の位相を媒介して参加しうることはいうまでもない。整数としての号数をたえず、どこかで自由に往還することを前提としつつ、第〇〇号への前史としての第〇〇号を、まず、ここに提出する。

一九七八年十一月十一日

（自主ゼミ）実行委員会

（過渡的な連絡先の〇〇号として

神戸市灘区赤松町一一一

（松下昇）未字

本来、この号においては、パンフ（時の楔）の（構成リスト）に
関する註でのべたように、「パンフに掲載しえないものを、必要に
応じて少しづつでも持続的に掲載し、その（資料）が現在のにもつ
ている意味に（註）を加えつつ、表現を生かす場の創出に應用して
いく」方針を具体化したと考えていた。

しかし、この通信の前身過程からの内容的持続が質量ともに膨大
であるため、（構成リスト）に記されている（資料）自体の掲載は
この号ではおこなわないことにする。とはいえ、次号以降にまわす
という技術的な意味でこういうのでなく、掲載如何にかかわらず、
それぞれの（資料）の出現過程やその根拠は正しく同一であり、
（構成リスト）自体も固定化されたものでない以上、この号に掲載
していくものも、先の方針の應用であり、深化であることは、みえ
る人にはみえると確信している。

次に掲載するのは、座標系の媒介として（神戸）地裁における
（一）公判記録の（抄）である。全ての（一）公判過程のうち、ま
ずこれを可視的にしていく意味は、（神戸）地裁の刑事公判の公訴
事実の総体が大学斗争の提起してきた諸問題を包括的にとらえかえ
しうるひろがりをもっており、公判は未だに検察側立証の段階
で、今後の被告側立証主張に、今後の（年）を要するであろうから
この公判過程を一つの軸とし、それを媒介に、あらゆる（一）公判
過程の（テーマ）群をとらえることも可能であると考えるためである。
この方針は、今後の作業や討論の過程で、どのように変更可能
であり、さまざまな意見提出や共闘をよびかける。

（時の楔）通信のこの号においては、先にのべた方針により時間
順に（抄）の作業（この方法の意味については、一つには紙面や費

用や労力の制約を逆用しつつ、裁判所の作成する表現をとらえかえ
し私たちの記録としていく試みのためであり、二つには、この方法
の底には、膨大に生成する（資料）群の原本に出会う条件を明示し
つつ、その原本性をどこまでも飛翔させる（場）を創出したいとい
う情動的信念がある、ということも少なくも記しておきたい。を
おこないつつ、それらと複数的に交差する（テーマ）や他の（一）公
判過程を註として交差させようとしたが、かなり困難であり（神戸）
地裁の公判についてさえ、一九七八年三月段階までをとらえるのが
精一杯であった。

また、五月三日の会通信の二四号までをふくむ七〇年代の表現媒
体が（一）斗争過程のどの範囲をどのような位相で掲載しえている
か、提起し予告した（テーマ）群を、どのように展開していくのか、が
新しい段階でより深刻に問われている。これについても（自主ゼミ）
の主要な課題として行って行きたい。

一つ一つの日付が（十）年を巡礼してきている日々に、その（十）
年の世界（史）性を次の（十）年に、「あなた」はどのように投げ
かけ、生死をかけようとするか？

（いくつかの註を先に記すと――）
一、実質的な公判としては第四二回であるが、公判調査の作成回
数としては第六六回と記されている。このズレの意味については

*昭和五二年九月二一日 第四二回公判記録〔抄〕

通信二四号三〇ページ註二を参照のこと。

二、この日に証言がおこなわれた公訴事実は、昭和四六年九月二二
日、松下研究室内部の表現行為に關してである。起訴状にある「
罪名並びに罰条」の項目には、

- a 建造物侵入 刑法第一三〇条前段
- b 建造物損壊 刑法第二六〇条
- c 暴力行為等処罰ニ関スル法律違反

同法第一条

という記載がある。前記のうち、b、の罪名は最大限五年の懲役
に処すという規定があるため、刑事訴訟法第二八九条（長期三年
を超える懲役にあたる事件を審理する場合には、弁護人がなけれ
ば開廷できない）により、松下 昇に關する七つの公訴事実を併
合審理する場合にも弁護人存在が法的に不可欠になってくる。こ
のことが（一）公判の全過程にもつてくる意味は極めて重要な
で、ここに註をしておく。なお、建造物損壊にあるとされる行
為は起訴状では、研究室の壁面（移動不可能なものらしい）に「
六甲空間は世界を包囲する」などと表現したことであり、一方、
研究室の扉や机（移動可能らしいので建造物ではなく器物とされ
ている）への表現は器物損壊、つまり、弁護人なしでも審理しう
る行為とされているのである。表現の場に対する法の運用が示す
紙一重の深淵に何をのぞきこむことができるか？ 前記の a、b、
c、の項目に器物損壊と記されていないのは、c の第一条に包括
されているためであることにも注意。この第一条には「仮装」の
概念がでている。

三、この公判では昭和五〇年十一月十五日の併合決定以降、松下と

上原の二名についての審理が進行しているが、通信二三号一ペー
ジに記したように、松下と上原の公訴事実はことなっており、検
察側の立証が進行するにつれて、証人が管理責任者水準（従って
共通の背後関係、包括的なかわりの証言をなしうる）から、具
体的な目撃者の水準に変化し、そのため、一方の被告人の公訴事
実の証言が他方の被告人と関連しないと裁判官が判断しうる余地
が生じてきた。また検察官は次回以降の竹内、佐古田両証人が二
被告の共通証人であるにもかかわらず、上原についての部分を撤
回する、とのべた。公判回数からみても、この日をふくめて松下
関係のみの証言が六回続き、この日以降、半年以上たつて開かれ
た上原関係のみの公判でも、この位相が益々深まっていることが
示されている。この情況は、公判参加者には証人水準による分離
と一応意識されていたとしても、そこにこめられる意味は、その
後、法的な審理担当者の思考範囲をはるかにみだす方向をふく
んでいることが明らかにされていく。

（前回の倉沢証言の続行が十月になり、杉本証人への主尋問が開始
された。）

検察官（秋本謙二）――前回までの山路 隆は高松地検に転任したら
しい）――（…）神戸大学の教養部の事務長をされていた（…）
（時期は）いつからいつまでですか。
証人（杉本伊太良）――昭和四六年四月一日から昭和四九年三月三
一日までです。

検――（昭和四七年二月二七日の供述調査を追認させようとしてつ）

当時研究室には鍵がかかってたんでしょか。

証—はい、研究室は松下先生に仮処分を決定してから鍵はかけておりました。

検—したがって入口から、いわゆる扉から研究室の中へはいれない状況だったんですね。

証—はい。

検—落書きの内容どういことが書いてあったかほど記憶ございませんか。

証—記憶ございません。

〔…〕
弁護人(河原)—(昭和四六年四月の仮処分決定以後)ずっと異常がなかったわけですか、九月まで。

証—いや、私、記憶としてはたびたび部屋では学生さんはいったかどうか知りませんが、使われてるような痕跡はあったように記憶しておりますが。

〔…〕
弁—それはどこからはいれるんですか。

証—それはわかりません。

〔…〕
被告人(松下)—(研究室仮処分決定に対する異議申立事件の)国側の代理人でしたか。

証—はい。

〔…〕
被—(昭和四六年七月の第一回公判で)当時民事三部の閔裁判長

が〔…〕訴訟行為のためには学内あるいは研究室に行ってもよいのだという発言をしていたことはありませんか。

証—申訳ございませんが記憶ございません。

〔…〕
被—〔…〕松下 昇から(A四三〇号研究室の)鍵の返還を受けたことはありませんか。

証—私はございません。

〔…〕
被—研究室内の私物に関して(松下 昇に)返還されたかどうか記憶がありますか。

証—わたしのおつたときにはまだ(留学中の教官の研究室に)保管しておりました。

被—その私物の中に処分に関する書類あるいは民事訴訟などに関する書類があるから返還してほしいという要求が教養部長宛に出されていた記憶はありますか。

証—それはございません。

〔…〕
被—(昭和四六年一〇月五日に撮影された検察側証拠写真をみせて)この際に立会われましたか。

証—立会った記憶がありますね。

〔…〕
被—(事件の九月二十二日と検証の一〇月五日の間に)何か消して書き加えた痕跡があるのですが〔…〕。

証—さあ、そこまで記憶ないですね。

検—あなたの理解している範囲では鍵は返してもらってないからだれかがいろいろと思えば、はいれたと思うと、こういうことですか。

証—はい。(註—検察側主尋問は、公訴事実の建造物侵入の根拠を解体する方向に共斗してしまっている。)

検—〔…〕その日、現認されたり聞かれたりした範囲でだれが書いたということが推定できたんですか、あるいはできなかったんですか。

証—それはできません。(註—この事件の全ての罪条の根拠を解体する方向に共斗してしまっている。)

*昭和五二年十月十四日 第四三回公判記録〔抄〕

(ここでも先にいくつかの註を記すが—)

一、第四二回公判について、すでにそうであったように、通信のこの号からは、公判調書〔抄〕ではなく、公判記録〔抄〕としていく。理由としては、公判調書を基礎として〔抄〕を作成する原則はそのままであるとしても、調書からはみ出す註を遠心的に記す他に、(一)公判の総体性から必然的に個別の公判に影をおとしてくるテーマ群を求心的にわずかなりとも註しておきたいからである。その意味から、この日、被告人、松下 昇が法廷へ行くまでに巡礼した法的な関係性を次に記録してみる。

二、この日の午前中に、被告人(松下 昇)をふくむ仮装被告(団)

から、十・一四の付の最高裁第三小法廷裁判官(一卵)裁判の上告に関する裁判宣告期日を十一月一日と通知してきていた)に対する(一忌避)と前記通知の取消要求の申し立てを発送したが、これには、(研究室)公判に関する十・四の付の(特別抗告)表現および、五月三日の会通信二四号が併合されている。

それぞれの内容はここに示す余裕がないので、出たい人は(自主ゼミ)に問い合せてほしい。

三、被告人、松下は郵便局から神戸地検に出かけた。名古屋地検から神戸地検を経由して仮装被告(団)に巡礼しつつあるヘルメットとタオルをうけとるためである。検察庁の係官は、七〇年代はじめの押収から現在の審理にたどりつくまでのさまざまな風景を横断する委任状に当惑しつつも、それを手渡してくれた。この当惑は、「未宇というのは、だれですか？」という係官の言葉に象徴されている。被告人は、それをもって法廷へ出かけ、今日は非存在している共同被告人のすわる位置において、反対尋問の際に応用し、その後、名古屋地裁の(一)公判の被告人の制限住居へ巡礼させた。

〔…〕

公判準備手続決定

裁判長

本日不出頭の被告人上原孝仁については訴訟関係人の同意を得て本日の公判期日を公判準備手続に変更し同手続において証人倉沢洋を取調べる旨決定。(後註参照)

〔…〕

準備手続決定

〔…〕

〔…〕

えると、かれは、この日および前回の公判に、期日を実質的に知っていたにもかかわらず、正式に召喚されていないという理由で（不出頭し、自らの被告存在のとらえ方を、共同被告人をふくむ全ての訴訟関係人に再検討させることを意図したと推定しうる。この推定通りであるかどうか、ないし、かれの意図が審問的情況性に真に耐えうるかどうかということ以上に、審問的情況性の関係性のうねりが公判準備手続として法的にも現出していることを仮装被告（団）は予感していたし、その対象化と転倒をおしすすめつつある。詳細については、「自主ゼミ」への連絡を。）

*昭和五二年一月一六日 第四四回公判記録〔抄〕

（前註）

- 一、一月一日に（卵）裁判の上告棄却判決が出され、内容は上告棄却、原審通り、懲役一年、執行猶予三年であったが、直後に（異議）申立、この公判の日付で（訴訟費用）に関する申立を提起したので、判決は法的にも確定せず、まして本質的には、さらに深い審理に入っていくことが予想されていたし、予想以上の展開がその後開示されている。
- 二、この日、午前中に（前）共同被告人たちの公判があり、その一人が午後の公判に参加して、閉廷後、併合について松下の意見をきいた。これについては、後註を参照。
- 三、調書は書記官の要約で、尋問が権威的に記されているので、な

るべく原型の口調にしてある。）

（昭和四六年九月二二日の事件に関する主尋問）

（…）

検察官（秋本）——（…）松下研究室へ、（その頃）どんなことを見に行ったのですか。

証人（佐古田 義隆、事件当時、教養部学生掛員、現在、本部事務局人事課勤務）——身分のない人が出入りしているということになにかあるのではないかといわれて行って見ました。

（…）

検——身分のない人とはだれですか。

証——松下元講師です。

（…）

検——（事件当日）松下研究室のあたりで松下グループの人を見た記憶がありますか。

証——今現在では記憶ありません。

（…）

検——（検察官の一連の問いに、記憶がない、とのみ答える証人にいら立って）（…）当時あなたが検事から調べを受けた時、ありのままをいったのですか。

証——はい。

（…）

（反対尋問）

弁護士（河原）——学生掛の仕事は（…）研究室の管理もするのですか。

証——いいえ、研究室の管理は経理掛です。学生掛は学生と接する（？）機会が多いのでどんな学生がいるか調べてくれといわれて行ったことがあります。

（…）

被告人（松下）——学生掛の職務の中にはピラとか公開質問状を集めることも含まれますか。

証——事務分掌規則にはありませんが集めたことはあります。

（…）

被——（多くの公開質問状に）大学当局が具体的に答を出したことはありませんか。

証——ありません。

（…）

被——松下グループというのは（証人が識別可能な）学生だけですか。

証——……

（…）

被——知らない人が同じ行動をしていたことはありますか。

証——……

（…）

被——（…）事件から五カ月も経過して（昭和四七年二月二二日に）取調べることにして当時検察官はなにか説明しましたか。

証——覚えていません。

（…）

（後註）

一、証人の立証能力の欠損に危機を感じた検察官は、次回公判に検

察官調書の証拠調請求書を提出した。理由として、刑法法三二一

条一項二号前段にいう精神の故障とは、日時の様過にともない、自然に証拠（記憶ではない——編集者）のうすれる場合も該当する、としている。事件直後の調書では図面に研究室内外に存在する六〇八〇名を記していたが、昭和五三年三月九日の公判で裁判所は「九月二二日松下研究室へ見に行ったらその周辺に上原孝仁と清水早子の二人がいた」という部分に限って採用し、その余の部分は却下した。これは実質的に供述調書の却下ともいえる。但し、今後、検察側がこのような試みをくりかえさないように、弁護士から昭和五三年四月二二日付で前記決定に対し異議申立をおこない、これは四月二四日の公判で棄却されているが、すでに通信二四号二四ページに提起されている批判を裁判官、検察官も認めざるをえなくなっている。

二、前註二でふれた問題について松下 昇から、一月一七日付で次の要旨の手紙を（前）共同被告人へ送った。

「証人水準の併合については、すでに昨春に裁判所から打診があったが、

①審理の合理化・検察側証人の負担の軽減を意図するのであれば不要。

②第一回公判以降、被告側からの何回もの併合要求を裁判所が拒否したn年の後に、打診してくる根拠が不明。とりわけ「私」からみれば、一九七六・四・一五付の松下 昇と未宇からの併合請求却下決定をとりけす時、はじめて（被告相互も）併合を論じる根拠ができる。

③あなたの併合提起が（前）共同被告人たちの共同の位相から

きているのならば、もつとも沈黙している人の声を通してききたいし、あなたの存在の被告性からきているのならば、年間闘争と生活を共同させようとしていまあなたから最も遠くにいる人対Vの声を媒介してききたい。」

①、②、③の方向で提起がしなおされるならば、仮装被告団のn年性のテーマ群を展開しつつ全力で対応するつもりであるが、一年近く経過しても具体的に反応はない。」

*昭和五二年一月九日

第四五回公判記録〔抄〕

(前註——この日の公判は、本来、上原君についてだけの期日であったのだが、予定されている前野証人の都合で延期され、松下についてだけの期日になった。不確定性は期日だけでなく証人にも波及し、昭和四六年九月二二日の事件の立証の切羽として準備している△共犯V者の証言時期をさぐっていた検察側は、この日の直前に、その証人を出すことを裁判所に通告した。被告人は、反対尋問の位相をどうとらえるべきか苦慮したが、というのも、明らかな管理者側、抑圧者側の証人に対するのは異った苦痛を、かつての共闘者として相互に抱かざるをえないからである。当日、被告人が法廷で待っていると、証人がやってきて、書記官から旅費日当のことについてきかれたのに対し、いらぬ、とこたえた。この発言は、訴訟費用が最終的に請求される被告人にとってありがたい響きをもっていたので、被告人は証人のそばへ近よりながら、「以前の供述調書

は不正確だ、という一言の証言でいいんだけど……」と一人ごとのようにつぶやいた。証人は直接の反応は示さなかったが、証言過程への影響は次の通りである。尋問の言葉は調書よりも原型に近づけた。

(主尋問)

(…)

検察官(秋本)——(神戸大学を)退学したのはいつですか、理由は別にあります。行きたくなかったから自主退学しましたか?

証人(有本好孝、上津港運船内荷役)——四七年ごろでしたが(…)

(…)

検——(四七年三月二日付、三月三日付の供述調書を示して)この末尾の署名指印は証人のものですね。

証——はい、そうです。

(…)

検——この取調べの際、強制的に供述を求められたということがありませんか。

証——多少ストーブをたき過ぎて暑く居心地が悪かったとか、(供述に)いい加減なところがあつたのではないかと思います。

(…)

検——証人だけが研究室にいて落書きしたのですか、それとも他にだれかいましたか。

証——私はいましたか……

検——証人以外いたのかどうか。(くりかえす)

証——(答えず)

検——答えたくないのですか。

証——そうです。

(裁判官が合議し、その後、訴訟関係人の意見をきいたので、被告人から少くとも思想、良心の自由の原則から、しいて答えさせるべきでないと主張した。)

裁判長(荒石)——答えたくない理由は何ですか。

証——(…)自分のやったことはやったことなのですが、他の人に関連してくることは、その人に不利益を及ぼしますから。

(…)

検——(四六年十月一日付の現場検証写真十三枚を示して)(…)

証人が書いたのはこれだけですか。

証——そうです。(註——供述調書では、研究室の壁に、留置所、拘留所、全ての巷に移動するバリケードは出沒する、と表現したことになっている。)

検——(…)松下講師の書いたような字があるかどうか識別できませんか。(タンポポの綿毛がような気がしている表現の写真を示す。)

証——(沈黙……のち)違うに投影され九ます。

検——この中(註——起訴状に投影された文字としては、六甲空間は世界を占拠する……)には松下講師の字のような感じの字はないということですか。

証——(前よりも力をこめて)はい。

(…)

検——証人が取調べを受けた四七年三月ごろの記憶と現在の記憶とでは四七年当時の方が現在より記憶が鮮明かどうかはいえますか。

証——(答えず)

検——質問の意味はわかりますね。

証——答えねばなりませんか。

裁——答える必要がある。

証——答える必要はないと思いますが。(…)

(…)

弁護士(河原)——検事の調べの四七年三月二日、そこで証人がどういうことをいったか殆んど記憶にないんですね。

証——そうです。

弁——だから当時本件について今より覚えていたかどうかもいえないわけですね。

証——そうです。(註——これによって、検察側の立証方法は、この証人についてだけでなく、一般的に破産してくる。)

(反対尋問)

被告人(松下)——(…)当時、証人が私や他の人達と話して(供述調書にある水準での)「落書」という言葉が使われたり、「落書しよう」という提起が出てくる雰囲気(斗争過程全体で)ありましたか。それとも取調べの段階で「落書」という言葉が出され、つい「落書」という言葉(を用いた供述)が出現したのでしょうか。

証——はい、そういうことです。後者です。

被——「だれかが落書しに行こうといった」という供述(および、その水準の供述総体)は正確とはいえませんが、

証——そうです。

被——証人の供述では、(松下研究室へ行く途中)上原君が堀江評議員のほけ頭にマジックで丸い印をつけたということを後で聞いた、とありますが、(法廷に笑いがみちる)ということは一団と

なって上原君や私といったわけではないのですね。

証—はい。(註—これによって立証範囲や、起訴状にある罪条の一つ、暴力行為等処罰ニ関スル法律第一条の「多衆ヲ仮装シテ威力ヲ示シ数人共同シテノ罪ヲ犯シタル者」は解体している。)(…)

被—(四六年九月七日の事件で他の人より早く釈放されたことに関して)その違いを疑問に思ったことはありませんか。
証—それは調書が取れたということだと思います。(註—その後の事件についても取調べに協力させられる前提となった。)(…)

被—証人の父は(…)警察関係の人と親しい位置にある職業ですか。
証—かつてそういう職業についていました。

被—(警察からの出頭要求に対して)証人はそういう供述は拒否できるのは知っていましたか。
証—知りませんでした。

被—身体的には拘束されてなくても、心理的には拘束されていたのではありませんか。
証—(答えず)

被—何日も呼び出され、何時間も供述して早く帰りたいと思いましたが。
証—勿論早く終わればいいと思いました。

程において、△ゼロックス室Vをふくむ(自主ゼミ)空間におかれていたので、ぜひそれに出会い、共に考えていただきたい。)

*昭和五二年二月二三日 第四六回公判記録(抄)

(前註—この日は速記官が出廷したので、要約調書よりも言葉が正確になっている。公判調書としての回数は第七〇回。)

(昭和四七年二月一五日の卵を媒介する△V焼事件についての主尋問)

検察官(秋本)—(…)B一〇八教室は、二月一五日当時、後期末試験場になっていましたか。
証人(柳川高明—神戸大学教養部助教授、数学担当)—はい、なっていました。

検—(試験の警備をしている時)(…)何か変わったことがあったんでしょうか、あなた自身について。
証—(…)松下氏にたまごを投げられたということは覚えております。

裁—証人が部屋に入った時、他に人がいたかどうか覚えていないのですか。

証—はい。
裁—落書がかいてあったかも覚えていない?

証—「何回か部屋を出たり入ったりした」(註—供述調書)というものは?
証—覚えていません。(註—立証の切札が無効になったことにショックをうけた検察官は、次回公判の開廷前に、弁護人に「前回の証人は全くヒドイ」と半ば自嘲気味にいい、被告人が「別に威迫したわけではありませんよ」というと、「そうだろうけど、義理立てしやがって」とボヤいていた。)

(後註—二月九日には、一月一六日に引き続き△神戸V地裁だけでなく、△徳島V地裁でも公判が予定されていた。この偶然とみえる期日の一致のむこうには、この段階における「公判のひろがりにもかかわらず、その総体をn年性の自己証言をかけてかわること—それ自体、(自主ゼミ)の極限的テーマの一つになりつつあったが—の困難さがひろがっている。二月六日に京大教養部△ゼロックス室Vで開かれた拡大自主ゼミにおいても、このテーマは十分に公開的に対象化されることのないまま二月九日に各々の参加者がかかわることになるのであるが、そのくいちがい、とらえ方の位相が、情況のとらえ方の怖るべき正確な輪になっていることは指摘しておかなければならないだろう。関連する表現群は全て、(時の楔)—△V語:に関する資料集—に収録する過

検—あなたはすでに、たまごを投げられたというふうにいわれたんですが、たまごということがどこからわかったんですか。
証—(…)それ以前に私の周辺にすでにたまごという言葉が広がっていたという記憶があるからです。(註—△V焼のたまご?)

検—結局両手で受け止めたんですか。
証—(…)思ったようにまっすぐ飛んでこないもんでして、手のひらの下の部分(に当って)(…)飛び散りました。

検—(…)そのときの距離はどれくらい目算であったでしょうか。
証—四、五メートルということはありませんし、二〇メートルも離れていたということもなかったと思います。

検—たまごの件に関連して(一しよに警備していた)吉安先生と話をされた記憶がありますか。
証—ドイツ語の先生(…)のそばに立っていたのが不覚であったというようなことは冗談混じりにいったような気がします。

(反対尋問)
弁護人(河原)—(B一〇八の前の)広場の形はどういうふうになっていくんですか、四角とか円とかでいったら。
証—図にはかけますが、表現することは数学上ないですけれども。

弁—(…)警備の要請というのは(註—直前の証言で、警

備は決定でなく要請であることが明らかになっていた。漠然として〇八の付近あたりで教官にいてもらいたい、そういうことですか。

証——むしろ場所は指定されなかったと思います。(註——何を警備していたのか?)

(…)

被告人(松下)——試験の警備(…)を要請されたというケースはそれまでではありませんか。

証——(…)あれは神戸大学教養部が封鎖に至る前のころだと思えますが。

(…)

被——本件以後には、そういう要請を受けたことはありませんか。現在に至るまで。

証——はっきりした記憶はございません。(註——これによって、警備要請なるものの非業務性がはっきりしてきている。)

被——先程、弁護人が(質問した)(…)広場(には)(…)△▽が大きくかいてあるために△▽広場と呼ばれていることはご存知ですか。

証——そのような話を聞いたことはありません。

(…)

被——当時(…)△▽焼を営業している(ところを)(…)目撃されたようなことはありませんか。

証——(…)タコ焼き(…)の話は(…)いろんな方から伺ったと思います。

(…)

被——正式には△▽焼なんです、それにはたまごを用いていたのでしょいか(…)

証——私は食べたことはありません。焼いておられる現場を見たこともありませんので、ちょっとわかりません。(註——法廷は笑いで包囲されたが、これは証人が卵の本質にふれず、従って公訴事実の水準の事実性など存在しなかったこと、△▽焼の世界(史)性にふれていないことの(無)意識的な証言である。)

(…)

被——先ほど、ドイツ語教官のそばにいたのは不覚だったと(…)(語り合ったそうだが)(…)あなた自身は、そのような目にあういわれが考え出せないということですか。

証——(…)そうです。

(…)

被——(学費値上げ阻止の無期限ストを無視して強行された試験、それに抗議する学生ら二十一名の逮捕という当時の状況にふれつつ)本件以外に(…)類似した事件が当時ほかにあったんでしょうか。

証——(…)被告人の場合との日時や関連は不明だが)広場にたまごを落としたのか投げたかをして(教職員や警察官と)若干のトラブルがあったということは漠然と記憶しております。

(…)

被——(たまごの運動について)(…)先ほどの証言では(直球でとんできたという事件直後の供述と)少し違うようなことを言われたかと思うんですが、そのあたり、いかがでしょうか。

証——(…)供述の時には)ほぼ大体まっすぐ来たという意味

*昭和五三年二月二日 第四七回公判記録〔抄〕

(前註——)

一、通信二二号二三〇二四ページでふれているが、昭和五一年七月一五日の公判で、「く」の字などを撮影した教職員任意?提出の写真が採用留保の後、この日の法廷で立証能力なしとして却下された。

二、この日は前回と同じ卵を媒介する△▽焼事件についての次の証人による証言があるはずであったが、証人(検察側の都合で、昭和四六年九月二日の事件についての証言になった。要約調書なので、ここでは口調は原型に近くしてある。)

(主尋問)

検察官(秋本)——(…)証人と堀江教授はどれ位の間、(屋上ベランダの数メートル離れたところから)研究室を見ていたのですか。

証人(竹内義郎)——教養部教授、英語担当)——数分と思います。

検——中にいる学生や松下講師(ノ)がどういふことをしているか見たのですか。

証——ただ入っているということで、それははっきりわかりません。

(…)

検——(松下 昇の筆跡に)何か特徴がありますか。

(後註——この公判の日付で(卵)裁判の訴訟費用免除の申立が最高裁の移送をうけた岡山地裁によって却下された。一・二・二七)付で(抗告申立を)広島高裁岡山支部に提出したが、この表現にはこの抗告を担当する裁判官が(卵)裁判の控訴審を担当しつつ審理から逃亡した裁判官と同一になるであろうという想定から、通信二四号三五ページに記した問題を併合しておいた。かれらは忘れようとした悪夢がまだ終わっていないことに恐怖しつつ昭和五三年一月一日付で却下したけれども、一・一四)付の(特別抗告)を媒介して、闇の領域にかくしておきたい事実性が最高裁に(拡大すること)を阻止できなかった。二月六日付の棄却決定をふくむ関連資料は、ここに要約しきれない重要性をもつので、直接出会う試みを要請したい。)

証——素直な字です。④抗のない流れるような字を書く人です。

(…)

検——(松下研究室の壁の九月はじめの)塗り替え後、九月二二日以前には(本件の)他に落書された事実があったのですか。

証——もし異状があれば(…)この事件は最大の関心事ですから、(…)守衛は毎日見て回っていますし(…)学生委員である私には必ず報告があるはずですよ。

(この後、検察官は、昭和四十六年十月五日の現場検証写真を何枚かみせて、松下の筆跡かどうかを区別させ、証人は、「絶対とは言えませんが、ある程度は区別はつきます。」と云って、ある程度の判断を示した。)

(反対尋問)

被告人(松下)——(前記の写真を示して)これは十月五日に撮影されていますが、証人が九月二三日に見た時と同じですか。

証——(…)何か書いてあったことは間違いないありません。(…)全く同じか(どうか)それはわかりません。

(…)

被——一語一語、丹念に見たわけではないのですね。

証——はい。

弁護士(河原)——(廊下の表現は)付け加えてある部分もあるのですね。

証——はい。落書は絶えずふえる(も)のですから。(註——ここで、表現の本質的な運動性が、(無)意識的に証言されている。)

(…)

証——はい。

被——それはすべて一人の人間が書いた(たり表現し)たりしていたものです。

証——それはわかりません。

被——八松下V、つまり括弧つき松下という言い方や(…)処分を受けたのは一人だけではないという言い方(一般的なであったこと)を知っていますか。

証——知っています。

(…)

被——(教養部広報二二号一一四ページの手紙の写真を示して)この字は誰の筆跡ですか。

証——松下氏の字に近いですが、ちょっとわかりません。保留させていただきます。学生でこんな字書く人はいくらもいますからね。(註——ここで極めて重要なことが証言されている。つまり、筆跡の主体は複数的で、判断不可能というのである。関連する証言として通信二四号一七一一八ページの稲見証言を参照。公訴事実が解体してしまっていること以上に、この証言のむこうにある八V(一)斗争の表現論的組織論的星雲が(私)たちを微笑させる。)

弁——壁を塗り替える時、廊下も塗っていないのですか。

証——廊下もきれいにしたと思います。

弁——それならば室内についてだけ、(九月二三日と十月五日は同じ状態であると)はっきりしているのですか。

証——同一の部分もあります。

弁——同一の部分でないものもあるということですか。

証——はい。(註——これによって証拠写真や証言の八壁Vが崩壊しはじめています。)

(…)

被——証人が松下 昇の筆跡を初めて見たのはいつですか。

証——(しばらく答えず、再度問われて)松下さんが黒板へ、括弧つきのをサーッと(かいたのを)どこかで見た記憶があります。が、その時、いい字だなと思いました。大変雄大な字ですが、なと思った記憶があります。

(…)

被——(八V広場の掲示板にモノウ紙とマジックインキで表現された)八情況への発言Vは、どこでみましたか。

証——はつきり覚えていません。(註——証人は、原表現でなく、広報二二号三八ページなどに掲載された活字のものをみた、と証言したが、かれには活字の八Vを大変雄大な字でさすがだな、と思うことができたのだろうか。)

(…)

被——(数年間にわたって)松下 昇という名前で、しばしばピラヤ掲示や(発言)が(複数的に)おこなわれた記憶がありますか。

*昭和五三年二月一六日 第四八回公判記録〔抄〕

(前註——

一、この日の公判は、上原君についてだけの期日であるが、公判調書の回数としては前回の第七一回に続く第七二回であり、内容としても(一)公判の一環としてある。弁護人の位相からは、前日の二月一五日、名古屋地裁の公判の帰途、神戸地裁へ出廷するという横断性をもっている。この日以前に上原君の召喚された公判期日は前年の九月二一日、十月一四日である。

かれは、この日の法廷で「裁判長は昨年七月二〇日の公判終了時に、次回は松下被告人についてだけの公判だから出廷しなくてもよいといったので出廷しなかった。従って、七月二〇日に終了してない倉沢証人の反対尋問を続行したい。」と主張した。裁判所は合議して、十月十四日に検察官が再主尋問した形跡はないし、七月二〇日には被告人上原の反対尋問がなされているから、さらに取調べることはしない、とのべた。法的な領域をこえる問題については前年十月一四日の公判記録〔抄〕の後註を参照。

二、上原君に関する官田証人の四六年五月二五日供述調書について前年七月二〇日におこなわれていた証拠調請求をめぐり、この日の法廷で弁護人は、記憶の薄れは精神の故障に該当しないし、このような証拠調請求は直接主義にも反する、とのべ、被告人は、精神の故障について明らかにするために証人自身を取調べて前記の請

求を却下するか、憲法三七条を媒介して公訴棄却に反映させるべきだとのべ、裁判所は調書の採用を留保した。）

(主尋問)

検察官(秋本)——証人は昭和四六年五月一九日D三〇七教室で倉沢講師の哲学の授業の警備に当たった記憶がありますか。

証人(前野 繁)——教養部教授、英語担当)——はい、あります。(…) (検察官はかつての供述調書を手がかりにして上原の行為を確定しようとするが、記憶にない、という証言が多い。ただし負傷については、くわしく証言した。)

検——証人自身は、その時ビケを張っていてけがをしたことはあったのですか。

証——左手擦過傷を負いました。(…) (また) 宮田教官が傘で殴られたと思います。

(…) (証——その間、上原を確認していない。)

(弁護人に続く被告人の反対尋問)

被告人(上原)——倉沢(哲学の)授業をどうするかという問題で(…) 運営委員会が学生の意見をきこうとしたことはありますか。

証——学生委員を通じて自治会の意見を聞くことはあります。被——(…) (当時) 教養部自治会は存在していませんか。

証——記憶にありません。(証——存在しなかったこと、意見をきかなかったことを示す。)

(…) (授業のあり方について学生の意見を制度的にもきくことをふくめて昭和四四年五月に作成された) 教養部改革試案が(現在

されずにはいない。)

*昭和五三年三月九日 第四九回公判記録 [抄]

(前註——

一、開廷前に検察官が被告人席に歩みよって三月末に転任するといさつ?したので、昨年の後半にやっとな確立させた、証言に引用する供述調書は必ず事前に閲覧するという原則を次の検察官に引き継ぐように要請した。

二、前項の話の際には弁護人もそばにいたが、検察官は被告人とだけ話していたので、無視されたと感じたらしい弁護人は、要約調書には省略されているが、証言の主尋問段階で、検察官は供述調書の追認ばかりさせる、と異議を申し立て、裁判長も、ワン・クッションにおいて質問するように検察官に勧告した。記憶と精神障害の問題については、前年一月一六日の公判記録 [抄] 後註一を参照。)

(前年一月二三日の公判に続く、卵を媒介するハ V 焼事件についての主尋問)

検察官(秋本)——(…) 検察官調書が四七年一〇月一九日付(註

まで) 廃棄されたということはいっていますか。

証——きいたことありません。

被——本件の時点では改革試案の内容はまだ生きていたのですか。

証——(答えず)

(…) (後註——

一、公判調書には、被告人の質問のうち、検察官が異議を申し立てた部分が、かなり省略されている。これ自体は原則的に不当であり、自主ゼミの水準で公開可能であるが一方、「からかっている」とか、「関連がない」と表面的な次元でくりかえし検察官や裁判官にいわせてしまう反対尋問の仕方(被告人の表現の根拠が、全てを相手の責任にしようとする)の不可能な位相で逆に審問されてもいる、という関係をみきわめる必要があるだろう。

二、一九七〇年代のこの段階で、証言の意味、とらえ方が深刻に問われてきている。法廷において、斗争を圧殺してきた証人を追求し、斗争の正当性を提起していく証言をαとすれば、斗争が表面上圧殺され、各主体の生活への下降にともなう斗争者相互の八分離Vを転倒する仮装証言βの試みが現在も続き、さらに法廷の証言にとどまらず、自己にとつての法廷のあるなしにかかわらず、それらを総体として無視し得る程の、逆にいえば、その実現なしには法廷での証言が意味をもたなくなってしまう程の、存在の間の領域の当事者(関係性の証言γが不可避になっており、α、β、γの統一的な追求がない限り、いかに法廷で自らの論理を駆使して相手を追いつめていようつもりでも、必ず、その虚しさに報復

——正確には二月一九日付) でありましたが、当時、正確に述べましたか。

証人(吉安光徳——神戸大学教授、ドイツ語担当)——はい、すぐ後でしたから間違いないと思います。

(…) (検——(二月一五日に、B一〇八教室へ試験監督に行った時)(…) 広場に機動隊がいたことは覚えていますが。

証——はい、覚えていますが。(…) 学生がいなくなった(註——学費値上げ反対、試験粉砕を叫ぶ数百のデモをジュラルミン桶で追いつらし、逮捕した行為を、証人はくりかえし、このような自然現象ないし自発的行為の言葉で証言した)(…) 所に(…) 地下から上ってくる階段の近くで松下氏を見ました。

(…) (検——松下はどうしていたのですか。

証——(…) 歩いて私の方へ来ました。(…) 私はしばらくヨロヨロッパに行っていたので、(…) 松下氏も懐しく思ってくれたのだと思っただけです。(…) (その時) 突然、私の肩辺りに何物かが当たりました。(…) 卵でした。(…) 首筋までピシヤッとなったのを覚えています。

(…) (検——松下は歩きながら投げたのですか、立止って投げたのですか。

証——覚えていません。(註——「無」数に舞っている卵に、相対性理論をこえて自ら衝突してしまっただけだから当然である。)

(…) (検——証人はこの事件についてどういう感想を持っていますか。

証——「……変な話ですが、松下氏が私を認めたことは私としても嬉しいような気持ちです。」

検——「(おどろいて) 認めたというのはどういうことですか。」

証——「以前(……) 松下氏に廊下で会ったことがあるのですが、全然私を無視して、私の後の空間を見ているような感じ、つまり松下氏にとって私は全然存在していなかった、それが卵事件の時に確かに私と認めていたということですか。(註——被告人は呆れてしまった。被告人の記憶をたどっても、廊下や広場で出会った記憶がないのである。精神の故障ではない、むしろ、認める、という概念にこのように恣意的な意味づけをする証人は、卵の祝福を与えた主体を極刑に処してもあきたらないと感じ続けている教官たちの感性を倒錯して語っている無惨さをさらけ出しているのだ。)

(反対尋問)

弁護人(河原)——「(B一〇八の試験場に) 学生は一人もいなかったのですか。」

証——「そうだったと思います。(註——無期限スト中であるため、A・V広場の本当の試験に全ての学生が参加していたから。)

(……)

弁——「一〇八教室は何人入れますか。」

証——「大教室ですが、二五〇人位入ると思います。」

被告人(松下)——「(……) 四四年当時、証人は(改革案をめぐる)

学生連との討論集会に出席し(……) 改革は一つのドラマ(註——証人の専断?である)であるから、ドラマの流れを乱す人(註——明らかに松下をさしていた)は排除すべきだ、と発言した記憶はありますか。」

証——「はい、隙あらばという格好です。」

被——「(松下が一人で広場にいたのではなく) 構内には絶えず多数の人間がいたと考えられますか。」

証——「はい、その広場の回りには。(註——広場の回りの中にB一〇八前がふくまれること、そこから複数の卵が複数の方向から同時にとんできた可能性を述べて証言した。)

(……)

被——「(証人がいう広場の回りで)(……) 連日(A・V焼を) していたことの記憶はありませんか。」

証——「松下氏(……) (の他に) 橋本君も一緒に聞きました。(註——共同労働の仮装性と深淵が知らずに証言されている。) 私は(A・V焼の) 現場は見ていません。(註——教室へ行く教官たちは、決して作業現場に足をむけず、遠まわりしていた。)

(……)

被——「(卵に衝突した) 同じ時間帯に、一〇八教室の前(……) (で試験強行、機動隊導入について) 教官以外の人達から糾弾を受けていたことがありますか。」

証——「学生からやられたことは何度もありますが、その時と重なっていたかどうか記憶ありません。」

被——「本件の直前に逮捕者が出た記憶(……) 一〇八教室の窓ガラスが破れたという記憶は。」

証——「ありません。」

被——「(……) (だれかが卵を) 投げたとして、それは、どういう理

証——「(うろたえつつ) 覚えていません。」

(……)

被——「(……) 当日、教養部構内へは(……) 立入についての制限(……) はあったのですか。」

証——「可能性はあります。」

(……)

被——「(当日、建造物侵入で起訴された) 学生と(以前から立入禁止の通告をうけていた) 松下とを比較した場合、構内へ入っていない比重はどちらが大きいですか。」

証——「松下さんの方が大きいのではないかと思います。」

被——「言い換えると、学生が(……) (建造物侵入で) 逮捕され(ているのに松下は)(……) そういう罪名でなければ、いなかった可能性はありますか。」

証——「でしょうね。(註——ここで明らかになっているのは、松下の罪名は公務執行妨害のみで、同じ場所では同時に逮捕された学生五名の罪名である建造物侵入はない以上、松下がA・V広場に存在しなかった可能性である。)

(……)

被——「機動隊は学生を排除する場合、外へ出そうとしたのですか、それとも中へ押し込んだのですか。」

証——「(……) 機動隊が正門から中へ入って来た(時、学生は中へ) 散って行ったという状況でした。(註——自然現象的表現)

(……)

被——「学生は、その排除に(……) (すぐ) 従う状況ですか、あるいは、又広場を占拠するという状況ですか。(……) 寄せては引くと

由ないし意図であると思いますか。」

証——「いまだに私にはわかりません。先にいったように松下氏が(……) (証人と) 関連を作るためのものと私は解釈しています。」

(……)

被——「(A・V焼に参加していた無数の人が) 教官という存在を(註——専断の区分などはるかにこえた位相で) A・V焼の材料にするのだ、といういい方をしていた記憶はありますか。」

証——「知りません。」

(……)

裁判長(荒石)——「卵がとんできた時、松下(さん)の周辺には人がい(まし) たか。」

証——「私は(周辺を) 見ていません。(註——公訴事実を「首筋までピシヤット」うちのめす証言。)

(……)

(後註——くわしくは記さないが、この昭和四十七年二月一五日の卵の事件と、昭和四十九年四月一日に岡山地裁法廷で出現した卵の事件の連続性は極めて重要である。もちろん、法的な水準の行為主体が審理の進行と共に(不) 確定になっていくのに比例して、A投げるV(宇宙の時空間を一挙にとびこえるワープ航法のワープは、ドイツ語の語源から Werfen 投げる、であることが自主ゼミで確認されている。) ことの意味、関係性が深化していく、という特性においてである。

四・一法廷でのA・V個の卵についてのA・V回の動作は、ついに、現場検証や数多くの証言にもかかわらず(不) 確定のまま判決が投げ出されている。まして法廷よりはるかに広く、はるかに多数

の参加者の存在するへ、(焼)広場で。一つ、エピソードをつけ加えると、当日、被告人を現行犯逮捕した警察官たちのうち、この事件で現行犯逮捕の状況を証言した者は一人もおらず、そのみか、その警官の一人は、逮捕後、もし犯人なら必ず逃走の気配を示すのが自分の経験からあるのだが、あんたは、その時、少しもあわてなかった。教官たちの、あいつだ、といういい方を信じたのがまちがいだったかもしれない。と被告人に語ったことがある。

*公判期日から最も遠い 審理についての記録〔抄〕

これまでの〔抄〕は、神戸地裁における公判記録〔抄〕として連続させてきたが、この項目では、公判に深く関連はしており、公判の本質を最終的に鮮明に開示するにもかかわらず、公開の法廷でおこなわれないために、又、私たちが記録にとどめようとする努力を放棄すれば、たちまち消えうせる位相のものであるために、この通信においても可能な限り掲載していくが、それはテーマ全体の一片にすぎず、全てを開示していくためには、「あなた」との共闘が不可欠である。

☆〔卵〕裁判の上告過程 における表現系断片

(これまでの経過については、通信二四号の三五〜三七ページ参照)
一九七七年

十月四日 判決宣告期日を十一月一日とする通知(第三小法廷)
十月一四日、(忌避)と申立(x)と判決宣告期日取消要求

(y)を併合的に提出(通信二四号を添付)
十月二五日 (x)についてのみ却下決定
十一月一日 判決(昭和五二年(あ)第一八五号)

主文

本件上告を棄却する。

当審における訴訟費用は被告人の負担とする。

理由

弁護人小野正典の上告趣意のうち、憲法三九条違反をいう点は、当裁判所大法廷の判例(昭和二四年新(れ)第二二号同二五年九月二七日判決・刑集四卷九号一八〇五頁、同二八年(秩)第一号同三三年一〇月一五日決定・刑集一二卷一四号三二九一頁)の趣旨に徴し、その理由のないことが明らかであり(昭和三三年(あ)第二二五八号同三四年四月九日第一小法廷判決・刑集一三卷四号四四二頁参照)、その余の点は、事実誤認の主張であって、刑法四〇五条の上告理由にあたらぬ。

被告人本人の上告趣意は、違憲をいう点もあるが、その実質はすべて単なる法令違反、事実誤認、量刑不当の主張であって同法四〇五条の上告理由にあたらぬ。

よって、同法四〇八条、一八一条一項本文により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり判決する。

昭和五二年十一月一日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官 環 昌一

裁判官 天野 武一

裁判官 江里口清雄

☆「研究室」公判の上告過程

における表現系断片

裁判官 高辻 正己
裁判官 服部 高顕
(添付されている上告趣意表現の筆^子は重要な意味をもつので後述のテーマ、訴訟費用について——の項を参照)

十一月一日 前記の十・二五決定と一一・一判決に対する(異議)申立書を併合的に提出
十一月二日 それぞれを分離して棄却決定(第三小法廷)
十一月六日 (一)最高裁(一)あてに第一(一)三審の訴訟費用の裁判の執行免除の申立
十一月三日 (岡山地裁へ移送して)棄却決定
十一月二七日 (一)広島高裁岡山支部(一)へ(一)抗告申立書
一九七八年
一月一日 棄却決定
十一月四日 (一)最高裁(一)へ(一)特別抗告(一)
二月六日 棄却決定(第二小法廷)
二月五日 (一〇三)公判上告棄却決定(第一小法廷)
(以降の経過については、後述の訴訟費用と再審請求のテーマの項を参照)

(これまでの経過については、通信二四号の三七(三九)ページ参照)一九七七年

六月二十九日 研究室使用妨害排除請求(x)、共同訴訟参加(y)の併合的控訴をいずれも棄却するという判決(大阪高裁第九民事部)

七月六日 (x)についての上告と、(y)についての特別抗告を併合的に申し立て。この原本の対を、(一)七・一三付の(一)一裁判上告表現に添付。同時に、大阪高裁あてに上申書(一)で、公判調書の訂正と、共同訴訟参加人の送達受理の場所を、京大自主ゼミ気付に変更する通知。調書の訂正(一)についての裁判所による七・一七付証明書は、(一)九・九付の(一)一裁判上告表現に添付される。また送達場所の(一)変更(一)は、それまでの場所への送達が可能になったからである。

七月二日 最高裁第一小法廷は、(一)七・一三付の(一)一裁判上告表現に添付されていた(一)七・六付の(一)研究室(一)公判上告表現の原本の対を分離して、大阪高裁へ移送する決定。(一)一(一)裁判と(一)研究室(一)公判のn次の上告表現に際して、それぞれの表現の原本の対を、横断的に併合提出する方法は、この後も(一)九・九付の双方の上告表現について持続する。混乱した裁判所は、最初のケースについてのみ分離(一)移送し、その後、自ら

三月十一日 (一)最高裁(第一(一)三(一)小法廷)あてに、(一)一(一)研究室(一)公判の双方の上告審理開始条件についての提起。
四月三日 上告棄却判決(第一小法廷)

(判決文については、共同訴訟参加の過程で出会ってほしい。添付されている上告表現の内容の一部に関して、後述のテーマ、実刑について、を参照)

☆訴訟費用について

契機として、まず、昭和五三年三月二〇日付の(一)一(一)裁判の訴訟費用の納付告知書が岡山地裁から松下 昇あてに送られてきたことから始めるが、これより前の二月二四日付で(一)〇三(一)公判の被告人の一人、坂本守信あてに、罰金一百万円の納付告知書が、三月七日付で督促状が、広島高裁岡山支部から送られており、さらに、後述する(一)一(一)裁判の押収品問題(ハンカチの還付過程)を含む諸テーマ群の包括的なとらえ方が必要になっていた。
無数の表現の構造のうち、検察庁の手続面から一ばん最後に現われてくるものから掲載していく。

申 入 書

昭和五三年三月二〇日付の納付告知書(岡山地裁第一一一号)について、納付期限(三月三〇日)をすぎても督促状も領収証も郵送

のやり方によって混乱が重層し、解体の危機に追いやられると法的な判断を停止してしまい、自らの最初のケースについての(一)判例(一)をくつがえし(一)沈黙(一)に逃亡したまま、(一)一(一)裁判と(一)研究室(一)公判の上告を棄却しようとした。おそらくは法的に(一)分離(一)しつつ、意識的に(一)併合(一)して。

この問題についての裁判所の対応は
九月一二日 移送された上告表現を重複を理由に却下する決定(大阪高裁第九民事部)

九月一八日 (一)特別抗告申立書(一)
九月二六日 (一)補正命令と催告書に対する(一)提出と照会(一)
十月四日 (一)最高裁(一)あてに申立理由の(一)追加(一)補充(一)
一九七八年

二月九日 特別抗告却下決定(第一小法廷)

(この経過で特徴的なのは、裁判所は、上告の位相での争点を手続に関する抗告の位相におととして庄殺をはかったことである。そして、そのために、(一)一(一)裁判、(一)研究室(一)公判の上告審は、それぞれ欠損した上告表現を受理したまま(一)判決(一)されることになる。この点での権力の矛盾は、いつか必ず実践的に開示(一)転倒(一)されなければならない。もう一つ強調しておくべきことは、前述の相互の原本を、事件の境界を突破して横断的に併合提出するという方法は、決して技術的(一)戦術的(一)におこなわれたのではなく、問題の本質の展開において、存在的位相での共闘を媒介に試みられてきており、その方法は、今後も、いたる所で花開くであろうということである。)

されてきていませんが、その理由について釈明を求めます。
なお、

一、少くとも一九七八年三月三〇日付の

岡山地方裁判所
（岡山地方検察庁）にて文書（提出過程を以て一〇三被告団）

に委託）の原本を貴庁をふくむ関係性が受理し、その生命を生かしたのちに納付し領収が可能であること。

二、もし前項の実現以前に、すでに貴庁が、八三九、二七四円Vをどこから受けとっているのであれば、提出者へ返還したのち、納付条件の創出に共闘すべきであること。

三、……

を強調します。

一九七八年四月九日（四月二四日）

（松下 昇）未字

をふくむ仮装被告（団） 印

岡山地方検察庁へ御中

昭和五三年四月二七日

岡山地方検察庁 印

松下 昇 殿

訴訟費用の納付について（回答）

貴殿の訴訟費用三九、二七四円の納付の有無について、本日照会がありました。同訴訟費用は昭和五三年四月五日当庁に納付されております。同訴訟費用の領収証書は同日片山恵子氏が受領されて

いますので、回答します。

以上の二つの文書から少くともいえることは、検察庁は仮装被告（団）の問いを全くとらえずに回答してきていること、納付条件の創出は同一金額の国家からの奪還と同位か、それ以上に困難かつ必要だということであるが、それにしても、片山恵子とはだれか？これを明らかにしていくために、前出文書に出てくる

岡山地方裁判所
（岡山地方検察庁）にて文書の内容

に出会わなければならない。しかし、これは提出過程を委託された一〇三被告団の困難さの（うみ）の底に沈んでおり、それを取り出そうとする努力の過程でしか開示し掲載はできないが、その内容が、

一、（一）裁判の再審請求に関する審理の完了後に、訴訟費用の検察庁への納付が可能になる。

二、過渡的な納付がありうるとしても、前記再審請求と表現の提出主体であり、かつ本件に関する押収品（ハンカチ）の受還付のため裁判所へむかいつつある片山恵子（を）を媒介していくという位相を貫いていることは仮装被告（団）の責任で提起しておく。そして、検察庁の文書にある片山恵子と、仮装被告（団）の文書にある片山恵子との落差、それを止揚し切れないという現状こそが、最悪の、いや最悪をさえ下まわる程の水準での納付という行為の結果させたといえる。冒頭の個所でのべた坂本氏は、前記の落差を止揚し切れない仮装被告（団）の現況によって、四月一日から労役場に留置され、その意味を逆にとらえた（検察庁水準の）片山恵

子Vが四月五日に納入した罰金一万円（正確には、労役日数に一、〇〇〇円をかけたものをさし引かれている）によって釈放より深い労役を強制されつつある。

片山恵子と（一〇三）斗争との関連については、別の機会に必然的に論じることになるであろうが、訴訟費用との関連で、（一〇三）斗争の公判に関する訴訟費用は、ある段階から相互に分離させられて進行していたため、八三V名の被告のそれぞれについての訴訟費用の納付の根拠と実態が、だれも把握していない、という重要な事実性を付け加えておく。これを把握していく、新たな共同性の創出の象徴として、片山恵子のヴィジョンが真に出現してくるであろう、ということも。

訴訟費用について、これまで（一）裁判に直接不可分にかかわっている経緯を媒介してのべてきたけれども、さらに、仮装被告（団）が一九七〇年代に出会ってきた訴訟費用の問題にふれておかなければならない。本来、訴訟費用という場合、国家がしている法的手続に対して被拘束者（被告）とその関係性がいられる支出の総体としてとらえるべきであり、それについて、いつでも論じうる条件はあるが、ここでは、最もせまい意味で、裁判確定後に要求されてくる訴訟費用についてさえも、次のように重要な事例があることを記したい。

その一——（一）裁判の被告側（証人）申請リスト（通信二二号一

二）一三ページ参照）の中に、昭和四七年四月二四日、名古屋地裁第十一号法廷南側構内に出現した「鶏卵大の石」を契機として法廷内の被告たちと相互に分離されたまま、懲役六月、執行猶予

二年の判決をうけた田中要助という記載がある。この被告人に関する八石つぶてV公判の訴訟費用三七、七〇七円は、昭和四八年三月段階に、八時の楔Vを媒介する仮装被告（団）から納付されている。八時の楔Vとは、この段階では、北川透初期評論、発言集の題名をさすが、この本の一九七二年一月二日付の編集附記にある「編集・刊行・販売（資金回収）のすべての責任は仮装被告（団）が負う」という位相から、この納付もおこなわれた。

その後も（一）公判の困難な条件を共に突破する位相で訴訟費用Vへの委託の試みが現在まで持続している。

その二——昭和五一年度の京大教養部自主ゼミは、参加者の討論によってハドイツ語Vの成績評価を制度上の担当者である池田浩士助教から解放し、その段階の卒業予定者と在学生の八相互評価Vとして記入し提出していくことを確認していた。この作業は（松下 昇）未字）を担当教官とする昭和五二年自主ゼミの実現を教授会に要求する過程で学外者をふくむ（自主ゼミ）実行委員会の責任で展開されていた。ところが、太陽油脂に就職の内定していた卒業予定者の一人、村田 清君（現住所 東京都杉並区本天沼一四一四一六）は、三月下旬になっても単位が出そうにないことに恐怖して、父親の隆次氏と共に池田氏の自宅を訪問し、池田氏から成績評価は自主ゼミ参加者に委託してあるということを知ると（これ自体すでに村田君は討論過程で熟知していたはずであるが）、その直後に、自主ゼミの人たちが自分については例外的に（一）卒業を認めてくれた、という八偽証Vの電話を池田氏におこない、池田氏は、それを信じて（と、池田氏は、のちに自主ゼミ参加者に証言しているが、ここには大きい矛盾がある。八

相互評価Vの原則を数年間の活動から実践している自主ゼミ参加者が、村田君についてだけ例外を認めるはずがないし、池田氏は村田君の証言を公開の自主ゼミで再検討する責任があった。(ノ) 学外の自主ゼミ参加者が自主管理している成績表とは別の(ノ)、教官に予備として与えられている成績表に記入して村田君を卒業させてしまったのである。(自主ゼミ) 実行委員会は昭和五二年四月以降にこのことを知り、村田君に対しても文書、電話などで質問し、かれは虚偽の証言や教官との秘密交渉で卒業したことを認め、この件についてレポートをかき続けて行くことを約束した。本来、相互評価Vとは、卒業後も単位制を媒介する諸テーマにかかり続けていくために、卒業生が在学生の成績評価に責任をもち、その度合だけレポート出席をふくむ自主ゼミへの参加が要請されていたのであるから、(自主ゼミ) 実行委員会は、かれの約束を信じて待った。しかし、その後11月、何の連絡もなく(自主ゼミ) からの電話に対しても家族だけが出て、本人は不在とこたえて切るようになったので、ついに、十二月一日、(自主ゼミ) 実行委員会の一人が上京して職場のかれに連絡し、驚いた村田君は、約束を守らなかったことをわびると共に、夕刻、東京駅で待っていてほしい、といった。約束の時間をはるかにすぎてもかれは現われず、自宅をさがして訪問すると、元特攻隊員と称する会社重役の父親が、金を出せというのか、息子はいない、脅迫するなら告訴も辞さないし、この場で切って捨ててもよい、と日本刀で脅迫Vしたのである。(自主ゼミ) 提起者は、忍耐つよく討論を続け、その後も数回にわたって家族総体との自主ゼミを展開した。とりわけ一九七八年三月三十一日付の村田隆次

求釈明文書の受理を拒否したことがあるし、同位相の対応は、現在の名古屋地裁の吉田誠吾裁判長にもみられる。一方、裁判所は思いがけぬ、無意識のユーモアももっているらしく、(卵) 裁判の上告審判決に添付されている被告人の上告趣意の筆写に際して上告表現の中の仮装被告(団)は一つ残らず、「仮装被告(団)」と筆写しコピーされているのである(この原本ないし原表現を、今すぐに「あなた」に開示できないのは残念であるが、ともかく国家は、ある偶然と必然によって、自らを仮装被告であると判決しつつあるといえよう。いや、いわせていかなければならない。そして、この努力の過程で、私たちは相互に、まだ出会ったことはないが、確実に何かを共に創出する関係性としての仮装被告(団)に出会ってきている。この意味を、訴訟費用の問題を媒介して語りたい。一九六九年四月二十八日の首都における斗争で起訴されたのち、困難な問題を一つ一つ切り拓きながら「国家」への表現を持続してきた(永里繁行)を含む仮装被告(団)に対し、昭和五三年二月一日付で最高裁第二小法廷は上告棄却決定を、二月二七日付で(異議)し申立棄却決定を出した。三月四日付で訴訟(費用)の負担を命ずる(裁判)の執行免除の申立書を東京地裁から回送された最高裁第二小法廷は、どういふVの魔力に魅せられたのか、「本件では各審級であなたに訴訟費用の負担を命じた事実はありませんので」という三月八日付の符箋をつけて申立主体に返送してきた。一審判決でははっきりと訴訟費用の負担を命じているにもかかわらず、である。返送した最高裁第二小法廷の担当者は、もしかしたら、仮装被告(団)を、仮装被告(団)とよみとった第二小法廷の担当者と同八Vであ

(父)あての戦争体験と戦後体験の振幅で論じられた村田問題レポートは、単位制の解体へむけての必読表現であるといえる。この三月段階に訴訟費用の問題が情況の枠につきささるうとしていた。(自主ゼミ)参加者が生きている、さまざまな領域で宙吊りになっている八木の葉V(八給料Vの八V部、八患者Vへのお見舞、教科書—生物学やドイツ語—の印税、村田君が送ると約束した自主ゼミからの連絡費用)を運動させるためにも、梶愛一郎気付(自主ゼミ)実行委員会は、村田君あてに、(卵)裁判の訴訟費用と同額Vの八三九、二七四円Vを送り、あなたの一行の詩Vと共に松下昇気付(自主ゼミ)実行委員会へ送ってほしい、という提起をおこなった。何かの座標系が転倒したと感じた村田君の父は、うろたえつつも、息子は今、新婚旅行で海外(ヨーロッパ)にいらっているから渡せない、と(自主ゼミ)参加者の職場をしらべて電話し、六月一日付で「清留守につき」という八V行と共に三九、二七四円を発送人あてに返送してきた。この経過の総体を自主ゼミのn年間との関連で、どのように転倒していくかが、(自主ゼミ)参加者全てにとっての重い課題であろう。(八・二八)付の(自主ゼミ)参加者気付(森川佳津子)から村田清の配偶者である(村田順子)あての提起(一〇三出版)による、応用のためのマス・プリアリ)は、この課題をひきうけていく重要な突破口を切り拓いている。その三—仮装被告(団)という表現は、一九七〇年代の、とりわけ各地の各段階の裁判所が、不安と立ちをもちつつも、既に概念である。かつて神戸地裁の山下鉄雄裁判長は、「仮装被告(団)などというものは存在しない」といって、この名称による

るかもしれない、という微笑のむこうで、重大な八V劇が展開されていく。第二小法廷のこのような対応は、一三審判決の解の論でもあり、と判断した申立主体は、この問題を追求する位相で、訴訟費用として共斗者たちから七〇年代を通じて委託されていた八木の葉Vの八半V分を松下昇を媒介する仮装被告(団)の関係性へ四月六日付で委託してきた。ところが、その後、東京高検から、五月二日付の八一三二、一二〇円Vの納付告知書と五月一日付の(強制執行を予告する)督促状が納付期限の五月二三日を過ぎてから、転居先の九州にいたのである。(永里繁行)を含む仮装被告(団)は、直ちに(裁判)の執行に対する異議申立書を(東京地裁)へ(最高裁)に提出し、(永里繁行)および松下昇(未字)をふくむ仮装被告(団)は、関連権力機構が前記の経緯を自己批判的にかつ、全ての仮装被告(団)に公開しつつ審理しなす要請を(東京高検)あてにおこなった。これ以降の関連権力機構の錯乱にみちた対応の全ては(自主ゼミ)を通じて公開可能であるが、主要な特徴をのべると、関連権力機構は、自らの錯誤を相互に押しつけ合い、申し立てのあて先がちがうというような逃げ口上で、申立を次々に棄却しつつ、時間的に逆のぼって免除決定を(六月三日付最高裁)出してツジツマを合せようとしてその矛盾の指摘には一切こたえようとはしなかった。しかし、一、二、三審という確固たる外見を呈していた裁判過程は、解体する苦悶の表情をみせはじめ、自らの創り出した不協和音を(永久)的に八Vして行くことの責任を免れなくなってしまうのである。そして降伏宣言のように次の決定が最終的に、最高裁からではなく(ノ)追いつめられた最終的位相の裁判所から投げ出された。

決定

申立人 永里繁行

右の者より、当裁判所が申立人に対し昭和五一年二月一八日言渡した兇器準備集合、威力業務妨害被告事件判決の訴訟費用の負担を命ずる裁判の執行として東京高等検察庁検察官の命により同庁検察事務官が昭和五三年五月二日付でした納付告知及び同月一五日付でした督促処分に対し異議の申立があったので、当裁判所は、その理由あるものと認め、次のとおり決定する。

主文

右判決の訴訟費用負担を命ずる裁判の執行として東京高等検察庁検察官の命により同庁検察事務官がなした前記納付告知及び督促の処分を取消す。

昭和五三年 六月一六日

東京地方裁判所刑事第一〇部

裁判長裁判官 森岡 茂

裁判官 谷川 克

裁判官 須田 啓

☆実刑について

実刑について、いま、何かを記すことが可能であるとして、また

それをさまざまの位相に飛翔させつつ論じることや、国外へ釈放という超法規的措置を国家にしていることが必要であるとして、忘れてはならないのは、この瞬間にも実刑に服している膨大な人たちの、実刑について何かを語る条件のないままに耐えている日々や、それを媒介として生じている、この社会の欠損総体の重さである。(通信二四号三七ページで言及した久住君は九月四日出所する瞬間に、(ヒマワリのタネ)に面会し、している。)

(一) 裁判の一審判決、二審判決における執行猶予の発想を、極力のとらえている実刑概念の裏がえしとして私たちは批判してきた。また先述の(一〇三)公判の罰金刑の延長に労役場への留置があり被告団の現状から、より深い労役場が開始されたことのもつた。以上の二つの方向性で示した領域に、さらに次のいくつかのヴィジョンを加えておきたい。

昭和五三年四月一三日付で、(研究室)公判に関する上告棄却判決が出た。そこには裁判所が筆写した上告趣意が添付されており、その水準で、(自主ゼミ)実行委員会は、かつて一九七七年九月九日付で提出しておいた自らの表現に再会したのであるが、それはまるで(獄)中からの表現のように思われたので、その最後の部分を中心に掲載しておく。

(控訴審判決の批判と、裁判所が気付かないヴィジョンの列挙―一略)

△このようなヴィジョンは、さらに列挙することが可能であるが、重要なのは、法国家が、このような位相の共闘から決して逃亡することができないということである。権力性の守護者たちは、法をかり、法を無視さえして、正当な提起をしりぞけ、処分や処刑を追

認するがよい。それは牢獄をふくむ体制の実践的破壊の必然性を追認するだけであるから。しかし、忘れてはならないが、矛盾の根源的止揚は、牢獄をふくむ体制の実践的破壊のみによって完了しない。本件を想起してみよ。決してそのみによって本件を出現させた全ての問題は解決せず、むしろ、先に列挙したような例をふくめて、幻想性のあらゆる位相の逆パレードを突破していく試みに本件への敵対者が自覚的に共闘していくことが不可欠であり、その深さと包括性において牢獄をふくむ体制の実践的破壊も生命を帯びるのである。

さて、本件申立に対して、どのように判断するか? それによって審理されるのは、(あなた)をふくむこの世界の変革必要度である。もう一つ、深いつばやきとして、いつも胸の底で鳴っているのは、(未字)区に存在しないことが、(私)たち相互の(一)実刑(一)、(未字)の存在しない世界に存在をしいらねることが(私)たち全ての一実刑(一)、という一うた一である。いまは、きく耳をもつひとと関係性にしかとどかないとしても、それは、すでに星雲のように次元を渦巻いている。

☆押収品還付過程について

確定判決が出たとしても裁判過程が終らない事態については、訴訟費用の問題についてのべたが、押収品についてもそうである。広

い意味では、起訴と公判に至らない過程での押収品問題、例えば、

昭和五二年十月十四日第三回公判記録(抄)の註三に記したへ

ルメットとタオル(押収時は昭和四五年大津橋事件)

昭和四八年四月一三日徳島大学学生会館前の古本市からの本を

ふくむ生活必需品

昭和四八年五月十二日XX一〇三XX教室からのこたつブトンをふく

む△ V 焼用具

昭和四八年六月二〇日、二八日の竹本問題に関する全国的搜索時

の△ V 焼素材などの押収と返還過程をふくめて、(押収)の本質について全面的にとらえていく必要があるが、それは、当事者である(あなた)の作業に期待しつつ、ここでは、(一)裁判における唯一の押収品としての(ハンカチ)を媒介に、いくつかの経過を記すにとどめる。

本来、この(ハンカチ)は、昭和四九年四月一日の事件に関連して松下昇が四月二二日まで監置されて刑務所から出てきた直後の令状逮捕時に押収されているものであり、事件発生と押収の間に三週間の時間が流れ、その間に、(ハンカチ)のさし入れ、房内での使用の可能性があるにもかかわらず、犯行の物証として、(ハンカチ)に付着している△汚れ△を(一)と結びつけるために押収がおこなわれたのである。奇妙なことに、(一)そのもの、ないし、(一)の殻は、裁判の中で全く出現せず、一審判決の中の証拠標目には、ハンカチ一枚、とあるものの、事件との関連は何一つのべられていず、△汚れ△の鑑定もおこなわれていない。このような前史をもつ(ハンカチ)は、七十年代のさまざまな光景を舞う(ハンカチ)群と共に、(一)公判(一)過程をつつんでいるのであるが

昭和五十二年十二月下旬に岡山地裁から松下あてに受還付の意志があるかどうかの問い合せをしてきた。情況の若干年性をとらえる諭としての「ハンカチ」の運動を最大限に生かすために、松下は昭和五年一月八日付の岡山地裁あての委任状で還付をうける代理人を「片山恵子」に委任した。岡山地裁は前記委任状にもかかわらず、三月九日付の書留で松下へ送付したが、これは「未」開封のまま、四月三日付で「一〇三被告団」に巡礼している。これは前述の三月二〇日以降の「一〇三被告団」の訴訟費用や「一〇三」公判の「罰金の納付の前提条件として重要な意味をもって来るが、他の重要表現と共に、国家より深い闇の中に八押収Vされ続けている。

☆「再審」請求について

法的な意味での再審請求の条件をのりこえて「私」たちがめざしている「再審」請求の根拠は、「私」たちの行為を要求を、決して法が審理しないことの開示としてある。同時に、一九七〇年代のこの段階で、とりわけ刑事公判が第一、二、三審をへて確定しつつあるという情況性が、「再審」請求の必要を強めており、さらに、この「再審」の意味が、たんに裁判所に対して向けられているのみならず、大学斗争のテーマ群を制度との対決の中で持続的に追求する「自主ゼミ」を否決していく大学当局や、存在的圧殺をおこなってくるα、β、γ、μの領域の關係性に対して向けられていると

いうことは強調しておかなければならない。このような視点から、「一〇三」裁判の最高裁判決（昭和五十二年一月一日）に対して、

刑訴法第四十一条一、三、四項（法令違反、事実誤認、再審請求事由相当）

同第四十二条、同第四十三条（移送と破棄）

同第四三五条（証拠の虚偽と欠損）

憲法第三二条（裁判を受ける権利）

を媒介しつつ、一九七八年三月一日付で「再審」請求表現が作成された。請求の理由を要約すれば、

α、（一〇三）公判の「上告に対する（判決）からのV（証言）が本件上告の（前）提のつであったが、この（判決）はない。（一〇三）公判に対して本年二月十五日付で上告棄却決定が出されたが、（一）上告主体は、あえて「異議申立」などの方法をとらずに審問的情況に立ち向っている。この意味の總体を審理の（前）提とせよ。

β、本件の「一九七七・三・十」付の「趣意書」原本群に添付してある八ヒマワリのタネVは、まだ刑務所をふくむ暗闇に留置され続けている。

γ、（研究室）公判の控訴審判決に対する「上告」特別抗告の「原本の対が本件の「一九七七・七・十三」付の上告表現に添付してあったが、最高裁と大阪高裁は、「一」公判の横断性にあつてふたために移送の決定をおこない、この手続きの中で、裁判所は本件上告表現の重要な構成要素がとどかないままで「判決」らしきものを出してしまう錯誤に陥っている。（詳細は「

自主ゼミ」で開示可能）

という点からだけでも本件上告の審理開始さえ「一」可能という指摘をふくむ。

この「一九七八・三・一」表現は、それ自体が、まだ最高裁にとどいていない。次に掲載する「註」を参照してほしい。さらにおどろくべきことは、この「註」の原本自体も、その中に記されている表現群の宙吊りの原因と同じ位相の、より深い困難さの宇宙に浮かんでいる。「あなた」は、それに出会うことができるか？ほんとうに生き始めるために。

再審請求に関する「註」

岡山地裁昭和四九年判第二一二号

広島高裁岡山支部昭和五一年（う）第八一号

最高裁昭和五二年判第一八五号

と交差する「一〇三」裁判の判決に対する再審請求に関して、なぜ、「一」註「を提起するか。

再審請求表現としては、すでに「一九七八・三・一」付で「一最高裁」あてに文書を作成しているが、その提出過程が、本年四・一・四・五の岡山刑務所労務場における「審理」の未字性のため宙吊りにさらされている。八事実V性の追求に関しては必要に応じて提起していくが、貴地裁としても、本年三月二三日に貴地裁へ、本件に関する押収品（岡山地裁昭和50年判第30号）の受還付に出頭した「片山恵子」との対応過程、その後の経過を把握し、「片山恵子」が、その提出を委託されていた、本件申立人からの「一

九七八年三月三〇日付の

岡山地裁裁判所

岡山地裁裁判所

にあての文書原本の受理と審理過程を明らかにしていく必要がある。

以上を「前提」としつつ、本件の再審請求の理由について、次の「註」をおこなう。

①これまでの「判決」は、被告人の複「数性」、その真の行動と存在様式について全く審理していない。

②本件の「一」人だけの被告人とされている松下 昇の本件発生時刻の行動と存在様式について、本件成立の可否にかかわる重要な証言（その一部は、本件の上告趣意表現に併合されて提出されている）の持続と追求を裁判所はどの段階においても放棄したままである。

③本件の被告人を松下 昇とすること自体が八錯誤Vであることがより深く立証されつつある度合いだけ裁判所は、立証の怖しさから逃亡している。強調しておくが、再審請求の主体は被告人とされている松下 昇の無実を主張しているのではなく、逆に、例えば本件発生時刻に八V「一」と共に油コブシの方向へ：していた（前記証言の基礎）ことの意味が、なぜ、この世界を破砕するほどの「をふくむにもかかわらず罪に問われよう」としないのかと問いつつあるのである。

④前項を法的に包囲していかえると、本件の成立に関する複「数性」の「一」存在八についてのV証言を（その重要性にどこかで気付きつつも）実現させえないでいる裁判所をふくむ私たち總体の被告性が対象化されねばならない。

⑤ 前々項の証言を逆立証していくことが、先述の押収品の眞の所有者の解明と共に可能と必要である。

前記の項目群を再審請求理由の法的位相で投影させると、少くとも憲法第三二条、刑訴法第四一、四一二、四一三、四三五各条にかかわってくる。

とりわけ(新たな証拠)の一部として、刑訴法第四三五条を媒介して、次の公判過程と交差しつつ展開されている証人群の証言速記録を提起していく。

- 大阪高裁昭和五一年(刑)第九三二号
- 神戸地裁昭和四五年(刑)第五三〇号
- 名古屋地裁昭和四六年(刑)第一、〇二二号
- 岡山地裁昭和五〇年行ウ第一号
- 徳島地裁昭和四七年行ウ第二号

これらの公判群の記録の一部は、すでに本件の上告過程に提出されているので、その採用が不可欠であり、その記録の深さひろがりをおしすすめるために今後実現されるべき証言に共闘することが、それ以上に不可欠である。

一九七八年四月九日と四月二四日
一松下 昇 未宇
をふくむ仮装被告(団)印
(註——この印には幼児の息づかいがまいておいている。)
岡山地裁判所 御中

☆法律扶助制度について

発端は五月下旬の新聞に掲載された政府広報(教養部広報ではない)である。全文を引用すると「裁判の費用を立て替えています

——お気軽にご利用を——
交通事故、借地・借家の争い、離婚などの問題が起きたとき、裁判にかければ勝つ見込みがあるのに、経済的な事情からそれがむずかしい方も多いでしょう。そういう方のために法律扶助という制度があり、裁判の費用を立て替えています。この制度では、法律扶助協会が、資力の足りない方に対して、裁判そのものの費用と弁護士に支払う費用とを立て替えています。もし返す力がないと認められたときは、返さなくてよい場合もあります。正当な権利を眠らせた、あきらめたりしないで、法律扶助をお気軽にご利用下さい。詳しくは、法務局・地方法務局または弁護士会内の法律扶助協会へどうぞ。(法務省)

(その後の逆用の経過については一九七八・六・十に、「伝習館」を考える大阪の会が企画した(自主ゼミ)における松下の発言を掲載した会報五二号を参照。入手希望者は連絡して下さい。)
発端が政府広報であるとしても、それをいま逆用してどういう必然性は深く潜在していた。

処分直後から処分取消請求の民事訴訟をおこすことは、その段階の共闘者の量からみれば決して不可能ではなかったであろうが、松を下を媒介する場合は、刑事、民事、人事をふくむn事斗争へ突入

のか、を問い続ける。
七年ぶりに処分理由/処分過程を審理することを情況からいられた神戸弁護士会内の審査委員会は、人事院審理再開請求/懲戒処分取消請求をいま、このような位相でおこなうことの意味の重大さに気付いているためか十月一三日付で次の結論を出した。

兵扶五三発第六二号
昭和五三年一月一三日
法律扶助協会兵庫支部
支部長 宮内 勉

松下 昇 殿
御通知
貴殿より申込みのありました懲戒免職処分審査請求事件につきましては、当支部扶助審査委員会に於て慎重審議致しました結果人事院に対する不服申立において不服事由が容れられる見込みがないと判断されるため不採択となり遺憾乍ら扶助することができなくなりました。

右悪しからずご了承下さるようご通知申し上げます。
なお、お申込みの際ご提出頂きました書類等を同封しておりますのでよろしくご査収願います。

(註——人事院審理の再開請求を基本的テーマとして申込みをおこない、数回の審査において、口頭、文書で委員たちも請求の正当性を確認していたにもかかわらず、おそらく引きうけることへの恐怖から、「不服事由が容れられる見込みがないと判断されるため」というような、人事院以上の論点のスリカエをおこなっているのである。(再審)請求への共闘を)

しており、それらの枠をこえた所での試みがなにかを一周しおえたところではか考えられないという予感があった。これは今でも一層そう感じている。処分直後に開始された民事公判は二つあったが、「研究室」を媒介しつつもその背後に処分問題を不可分にひきずるこの公判は、国を原告とし、松下 昇を被告とするものであり、仮装組織論の最大の応用の場となりつつ、一九七八・四・一三最高裁上告棄却判決まで持続してきた。大学からみれば、訴の提起後七年たつて、ようやくA四三〇号松下研究室を法的につかう根拠を最高裁からうけとったことになる。もちろんかれらが実質的に使用することは今後も、自主ゼミの位相に自らを参加させない限り不可能であろうが。問題は、今までこのようなかたちで国家/大学がいられてきたA処分Vについての審理を、現情況のn事斗争がもつあらゆる要因との関連でどのように展開するか、ということであった。法律扶助制度を逆用する試みは従って、国が政府広報のテーマをどのような範囲で維持し破綻するかを問う。裁判所と人事院の職務/機構の矛盾を問う。弁護士会が松下を媒介する斗争に(例えば三里塚や甲山の弁護に殺到するのと逆に、恐怖感を抱いて敬遠してきた過程があるが)どのようにかわりうるのかを問う。処分に対するいくつもの民事訴訟の意味(とりわけ伝習館裁判のような膨大な救援組織/支持?者をかかえるものと、岡山大、徳島大行ウn号事件のすさまじいA孤立Vの落差)を問う。神戸大処分の処分直後の共闘?者に対して、なぜ当時も今も、処分取消請求訴訟を提起しないのかを問う。そして、法律扶助制度のみならず、生活保護や母子家庭扶養手当の制度と交差するまでに追いつめられているように見える(自主ゼミ)の試みが、制度総体をどのように転倒していく

☆日本独文学会への提起について

この通信のための原稿作成の最終段階は、困難な仮装労働（その一つはドイツ語を媒介する）のために、しばしば中断せざるをえなかったが、その過程で日本独文学会、および五月三日の会のメンバーから、偶然に近いかたちで、日本独文学会の秋季研究発表会が京都で開かれることをきいた。

（自主ゼミ）実行委員会は、次のような提起をおこない、会場をふくむ（自主ゼミ）の場に配布したが、この表現は、原稿用紙にタテ書きで二枚に記されている点特徴的である。つまり、（時の楔）通信への掲載を前提し、その掲載過程の応用の場として対象をとらえようとしている。なお、原本は、△占拠▽中のドイツ語ゼロックス室から移動しているゼロックスによって複写され、配布された。

十月十三日～十四日京都における

日本独文学会の開催を契機とする

（自主ゼミ）実行委員会からの提起

（一九七八・十・十二）
文責 松下 昇 未字

日本独文学会は、その存続と活動の前提として少くとも次のテーマについて討論し、その経過に関心をもつ全ての人に公開すべきである。

一、一九七〇年五月三日の日本独文学会における被処分者に関する

る討論の内容、その後の対応の仕方。

二、現在まで、会費未納を表面的な理由として、学会からの連絡を停止され、除籍処分をうけている人々（確認しうるだけでも松下 昇、萩原 勝、菅谷規矩雄、池田浩士）の問題を抜きにして△ドイツ文学▽の△研究▽は成立可能か？

三、今季の学会が開催される京都大学の教養部において一九七四年以来おこなわれている、ドイツ語ゼミナール（詳細については資料参照）の問題を抜きにして△ドイツ語▽の△授業▽は成立可能か？

四、前記のドイツ語ゼミナール（一般にドイツ語自主ゼミと呼ばれる）参加者が作成に参加したとしつつある

三二版「ドイツ語の本」
正本△ドイツ語の本▽

パンフ（時の楔）——△▽語：に関する資料集——
が提起しつつあるテーマ群に参加する条件を創出しようか？

（後記の場所への巡礼が不可欠の条件の一つ）

五、第一項を契機として結成された五月三日の会、その表現媒体

△五月三日の会通信（米）の七十年代性をどのように評価するか？ とくに会員、通信購読者は、通信二三号、二四号を媒介に出現している問いにどのように答えるか？（＊バックナンバーは後記の場所で入手可能）

前記の項目についての具体的な討論の拠点の一つを十月十三日、十四日、（いずれも正午～午後六時）京大教養部A号館三階ドイツ語ゼミナール室（一般に△占拠▽中のドイツ語ゼロックス室と呼

ばれている）に設定する。会員はもちろん、全ての人の参加自由ノ

この提起をうけた人の中には、会場でのガードマンとのもみ合いや、壇上占拠という風なイメージをもったものが、反撓するかもしれないとかわらざり得るが、それらの発想は自らの発想の浅さ、もろさを暴露している。現段階の大学や学会、それにしがみついた人々が、一つ一つの具体性としては打倒に値するほどの内実をもちえていないことは自明ではないか。（私）たちは、必要があれば、そのような△さわざ▽のイメージ以上の物理的△△▽的ゲバルトを、いつでも加えてやれるけれども、問題は、かれらの全てを一まとめにしても、前記の提起の中に出てくる被除籍者相互のテーマ群や実績に及び得ず、そのことに気付く能力すら、もっていないということ一つの中にも現われている。（私）たちの提起は、紙片をうけとってよめば、何かの声ノ行為を与えられれば判る、というようにはなされていない。かれらが生涯に何回とあるのではない危機の瞬間に、自らの生きざまとたて前の、目をおおうほどのズレノギマンをみつめて、一九七〇年代の（私）たちの位置に生涯をかけて、にじりよろうとするとき、かすかにみえてくるかもしれないものなのだ。

提起の準備期間をふくめて、△占拠▽中のゼロックス室には、多彩な人間関係性が参加し、酒宴をふくむシンポジウムも展開されたが、たとえ、可視的に△▽人の参加者がいないとしても、この空間性および、いくつもの同位相の空間性の△孤独△の意味をとらえようとする事なしには、どのような表面上の活動や生活にもかか

ならず、一九七〇年代の基底に足をつけ得ない、ということとは断言しておく。

なお、原稿用紙のこの註の部分は、十月十三～十四日の△占拠▽中のゼロックス室で記されている。

あとがき

この通信の前史過程にある五月三日の会通信二四号に、少くとも次の校正ミスがあるので訂正します。

三ページ上段最後の行「開かれた」↓「開かれた」

五ページ上段右から十四行目の最後に「」を加える。

八ページ下段左から十行目の一番下に「」を加える。

十二ページ下段左から二行目「三回」の下に「」を加える。

二七ページ上段左から八行目「私」↓「（私）」

（時の楔）通信の今後の入手方法などについては、この号に出会う過程からみつけて下さるようお願いいたします。